

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和6年度 第1回麻溝地区まちづくり会議				
事務局 (担当課)		麻溝まちづくりセンター 電話042-778-2381(直通)				
開催日時		令和6年5月24日(金)19時30分~21時10分				
開催場所		麻溝公民館 大会議室				
出席者	委員	20人(別紙のとおり)				
	その他					
	事務局	2人(麻溝まちづくりセンター所長、地域政策担当)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	4人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
議 題		1 あいさつ (1) 会長あいさつ (2) 南区長あいさつ (3) 委員自己紹介 2 行政説明 (1) 県道52号拡幅整備事業の整備状況と今後の予定(道路整備課) (2) 一般廃棄物最終処分場延命化の各種方策(清掃施設課) 3 議題 (1) 会則の改定について (2) 専門部会について (3) 地域活性化事業交付金について (4) 今後の予定について 4 情報交換(地域に関する課題や地域向けのイベント等について) 5 閉会				

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

(は会長の発言、 は委員の発言、 は各所管課の発言、 は麻溝まちづくりセンターの発言)

1 あいさつ

(1) 会長あいさつ

会議開催にあたり、麻溝地区まちづくり会議 中島会長よりあいさつした。

(2) 南区長あいさつ

加藤区長よりあいさつがあった。

(3) 委員自己紹介

各委員から自己紹介した。

2 行政説明

(1) 県道 52 号拡幅整備事業の整備状況と今後の予定 (道路整備課)

資料に基づき、道路整備課から説明があった。

< 主な意見・質疑 >

全体の事業計画、先行着手後のスケジュールについて、教えていただきたい (伊藤委員)

第 2 次相模原市新道路整備計画に基づき実施しており、次の実施予定は北里大学病院付近の先行着手区間の東側、原当麻駅付近の先行着手区間の東側 (道保川まで)。ただ、用地取得の状況にもよるため具体的なスケジュールは未定となっている。

先行着手区間について、混んでいるため通らないようにしている。県道 52 号線の事業が完了した際は、渋滞等は緩和されるのか。(伊藤委員)

渋滞については承知しており、J R 相模線の踏切が原因の一つである。J R 相模線立体交差部 (アンダーパス) が完成すれば、渋滞緩和に大きく寄与すると考えている。そのため、先行着手区間として優先的に進めている。

踏切については理解したが、全体的にはどのように考えているのか。(伊藤委員)

J R 相模線立体交差部の完成で、全体的な渋滞も緩和すると考えている。

近年、想定以上の大雨が各地で発生しているため、対応等を伺いたい。(栗山副会長 及び 井上委員)

J R 相模線立体交差部にポンプ室を設置し、鳩川に排出するといった計画をしている。また冠水した場合には、通行止めと表示されるようにも計画している。

停電した場合はどうなるのか。(内田委員)

停電した場合は、発電機が稼働するようになっている。

圏央道相模原愛川インターチェンジにも似たようなアンダーパスがあり、ポンプで排水しているが、現状で懸念している冠水について問題はない。しっかりと機能していると思われる。(本多委員)

最近、用地取得が思うように進まず事業が止まってしまうというニュースを見たが、そういうことがないように進めることはできるのか。(箕輪委員)

現行区については、概ね用地取得の目途が立っている。その後については、事業の実施期間までに解決できるように進捗管理しながら進めている。

用地買収について、先行着手区間の後はこれからとなっており、計画に沿って市は進めていく。ただ、先行着手区間の後のスケジュールは示されていないため、示してほしいと要望している。

できるだけ短くなるよう工夫はしているが、まずは先行着手区間について全力で取り組んでまいりたいと考えているため、ご理解いただきたい。

渋滞緩和のためにも、少なくとも村富線までは早く開通してほしい。具体的なスケジュールを示していただき、早期完成に向けて取り組んでほしい。

(2) 一般廃棄物最終処分場延命化の各種方策(清掃施設課)

清掃施設課から次のとおり、説明があった。

<主な説明内容>

- ・ごみ処理の流れ
- ・一般廃棄物最終処分場の埋立物の減量化に向けた検討中の取組について
- ・令和6年度に実施する委託調査内容について

<主な意見・質疑>

麻溝地区からお願いした内容を盛り込んでいただき、市も取組を進めている。市の意気込みが感じられる内容となっている。

津久井地区の調査日程はあるのか。(箕輪委員)

根小屋地区の候補地は山間部にあり、麻溝台地区のような堆積物や埋設物の課題は無いため、候補地8、9の調査から行いたいと考えている。津久井地区に整備をすると決定した場合には地質調査が必要となるが、相当な金額等がかかってしまう。

候補地になっている津久井地区は調査しないのか。(箕輪委員)

現状、候補地を決定するための課題として考えられる麻溝地区の地上堆積物及び地中埋設物については委託による調査が必要であるため実施するが、津久井地区の下水道整備については、市職員での積算が可能であるため委託による調査は実施しない。また、各調査が終了した段階で、4つの候補地で比較検討する。

津久井地区は下水道を整備しないと最終処分場の整備ができないため、その積算については市内部で可能と聞いている。津久井地区の候補地を調査しないということ

ではなく、麻溝地区に決まっているという話でもない。

3 議題

(1) 会則の改定について

麻溝まちづくりセンターより資料1に基づき、麻溝地区まちづくり会議会則の改定について説明した。

< 改正内容 >

第4条(構成員)における別表の団体である「市場地区計画検討委員会」を削除。

< 改正理由 >

市場地区計画検討委員会より、現在活動を休止しているため委員推薦を辞退したいと申出があったため。

= 一同異議なし =

(2) 専門部会について

麻溝まちづくりセンターより資料2に基づき、麻溝地区まちづくり会議の各専門部会について説明した。

最終処分場部会について、奈良副市長にもお越しいただき市との話し合いを進めている。ごみの減量化・資源化を進めて、現処分場をできる限り長く使用すること、次期処分場もできる限り小さくして地域の負担を減らすこと、次期処分場の次は造らないことを考えながら一緒に検討している。麻溝地区や津久井地区以外の他地区の関心が低いことも大きな課題であって、ごみの問題は全市民に関係がある話なので、全市民で取り組んでいけるよう、市にはしっかりと広報を強化してもらいたい。また、4つの候補地から最終的に麻溝地区に整備される可能性もあるので、地域にどのようなメリットがあるのか考えながら市には進めてほしいという話が出ている。他にも、最終処分場は迷惑施設であることに変わりないため、仮に麻溝地区に整備された場合の補償についても検討していければという話も出ている。今年度についても、これらを最終処分場部会で引き続き検討をしていきたいと考えている。ぜひ積極的に参加してもらえればと思う。

(3) 地域活性化事業交付金について

麻溝まちづくりセンターより資料3に基づき、令和6年度地域活性化事業交付金募集要領及び令和5年度麻溝地区地域活性化事業交付金決定事業について説明した。

今年度の麻溝地区への配分はいくらか。(本多委員)

85万円が分配され、上半期を終えた時点で南区役所区地域振興課へ予算が集約され、下半期については申請が上がってきたものから随時予算が執行される。

区によって運用に違いがあり、南区は審査が一番厳しい。もう少し使いやすい交

付金にしてもらわないと申請が上がってこない。ここが一番の課題だと考えている。

令和5年度の麻溝地区地域活性化事業交付金決定事業には防災関係が2つあったため、うまく調整ができればよかったのではないかとも思う。(本多委員)

(4) 今後の予定について

麻溝まちづくりセンターより資料4に基づき、麻溝地区まちづくり会議の予定について説明した。

現在決まっているのは最終処分場部会を6月下旬頃に開催すること。最終処分場部会を開催した後に全体会を開催したいと考えているため、全体会の日程は改めて連絡することでよいか。

= 一同異議なし =

麻溝地区まちづくりを考える懇談会は開催するのか。(本多委員)

例年、開催する場合は各地区から候補日を連絡している。開催していない地区もあり、必要であれば麻溝地区も開催したいと考えているが、部会も活発に活動しているので状況を見ながら検討していきたい。テーマがある場合は、積極的に声を上げていただきたい。

4 情報交換(地域に関する課題や地域向けのイベント等について)

6月21日(金)19時から麻溝公民館大会議室で青パト実施者証取得講習会を開催する。ぜひ参加していただきたい。(箕輪委員)

80歳以上の方に敬老祝品を配布しているが、今年度から起算日を4月1日に変更したため、ご承知いただきたい。(境副会長)

10月20日(日)に麻溝ふるさとまつりを開催する。ぜひ参加していただき、今年も盛り上がればと考えている。(伊藤委員)

5 閉会

麻溝地区まちづくり会議 境副会長のあいさつにより閉会した。

以上

麻溝地区まちづくり会議 委員名簿

	団体名	委員		まちづくり 会議での役職	出欠
		団体での役職	氏 名		
1	麻溝地区自治会連合会	会長	中島 勝平	会長	出
2	麻溝地区自治会連合会	副会長	伊藤 信裕		出
3	麻溝公民館	館長	田村 光弘	副会長	出
4	麻溝地区社会福祉協議会	会長	境 勉	副会長	出
5	麻溝地区民生委員児童委員協議会	会長	栗山 雄一	副会長	出
6	麻溝観光協会	副会長	内田 明		出
7	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	座間 正見		出
8	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	加藤 賢次		出
9	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	箕輪 良市		出
10	麻溝地区老人クラブ連合会	会長	安藤 正義		欠
11	麻溝地区青少年健全育成協議会	会長	井上 國雄		出
12	麻溝商工振興会	会長	石原 武		出
13	麻溝公民館運営協議会	委員	佐藤 文雄		出
14	相模原市スポーツ推進委員	委員	小原 隆		欠
15	相模原市青少年指導委員	代表	山口 隆		出
16	相模原市農協麻溝支店運営委員会	委員長	座間 富治男		欠
17	相模原市消防団南方面隊第1分団	分団長	川崎 敬一		出
18	麻溝小学校PTA	会長	井上 雄輔		出
19	夢の丘小学校PTA	会長	五十嵐 康晴		欠
20	相陽中学校PTA	副会長	原田 美佳		出
21	当麻地区まちづくり委員会	会長	本多 展克		出
22	学校法人 北里研究所	次長	村川 健一		欠
23	学校法人 女子美術大学	校友室主幹	友部 徳寿		欠
24	麻溝地域包括支援センター	管理者	細山 賢太郎		出
25	学校法人光明学園 相模原高等学校	校長	天野 雅秀		出
26	県立相模原支援学校	教頭	荒井 佑輔		出

令和6年度 第1回麻溝地区まちづくり会議 次第

日 時 令和6年5月24日(金)

午後7時30分から

場 所 麻溝公民館 大会議室

1 あいさつ 午後7:30~7:50

- (1) 会長あいさつ
- (2) 南区長あいさつ
- (3) 委員自己紹介

2 行政説明 午後7:50~8:30

- (1) 県道52号拡幅整備事業の整備状況と今後の予定(道路整備課)
- (2) 一般廃棄物最終処分場延命化の各種方策(清掃施設課)

3 議題 午後8:30~9:00

- (1) 会則の改定について 資料1
- (2) 専門部会について 資料2
- (3) 地域活性化事業交付金について 資料3
- (4) 今後の予定について 資料4

4 情報交換(地域に関する課題や地域向けのイベント等について)

午後9:00~9:15

5 その他

令和6年度 麻溝地区まちづくり会議委員名簿

	団体名	委員		まちづくり 会議での 役職
		団体での 役職	氏 名	
1	麻溝地区自治会連合会	会長	中島 勝平	会長
2	麻溝地区自治会連合会	副会長	伊藤 信裕	
3	麻溝公民館	館長	田村 光弘	副会長
4	麻溝地区社会福祉協議会	会長	境 勉	副会長
5	麻溝地区民生委員児童委員協議会	会長	栗山 雄一	副会長
6	麻溝観光協会	副会長	内田 明	
7	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	座間 正見	
8	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	加藤 賢次	
9	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	箕輪 良市	
10	麻溝地区老人クラブ連合会	会長	安藤 正義	
11	麻溝地区青少年健全育成協議会	会長	井上 國雄	
12	麻溝商工振興会	会長	石原 武	
13	麻溝公民館運営協議会	委員	佐藤 文雄	
14	相模原市スポーツ推進委員	委員	小原 隆	
15	相模原市青少年指導委員	代表	山口 隆	
16	相模原市農協麻溝支店運営委員会	委員長	座間 富治男	
17	相模原市消防団南方面隊第1分団	分団長	川崎 敬一	
18	麻溝小学校PTA	会長	井上 雄輔	
19	夢の丘小学校PTA	会長	五十嵐 康晴	
20	相陽中学校PTA	副会長	原田 美佳	
21	当麻地区まちづくり委員会	会長	本多 展克	
22	学校法人 北里研究所	次長	村川 健一	
23	学校法人 女子美術大学	校友室主幹	友部 徳寿	
24	麻溝地域包括支援センター	管理者	細山 賢太郎	
25	学校法人光明学園 相模原高等学校	校長	天野 雅秀	
26	県立相模原支援学校	教頭	荒井 佑輔	

事業概要

本路線は、圏央道相模原愛川ICと国道16号を結ぶ主要幹線道路であり、沿線には災害拠点病院や工業団地が立地し、神奈川県緊急輸送道路(第1次)に位置付けられています。

当該道路では慢性的な渋滞が発生しているため、災害拠点病院や既存工業団地等へのアクセス向上、公共交通機関の定時性・速達性の確保及び踏切除去・歩車道完全分離による通学児童・歩行者の安全確保を目的として、**4車線への拡幅整備及びJR相模線を立体交差化する事業**です。

都市計画決定延長約4.0kmのうち、JR相模線との立体交差部及び北里周辺から事業を進めています。

都市計画決定L=約1.1km (H6.6)

都市計画決定L=約4.0km (H26.5)

供用済区間
L=1.1km

先行着手区間

先行着手区間

JR相模線立体交差化
踏切除去
4車線への拡幅整備

- ・県北部の第三次救急医療機関
- ・災害拠点病院
- ・バスターミナルとしての位置づけ

4車線への
拡幅整備

JR相模線立体交差部 完成イメージ



：主要渋滞箇所
首都圏ボトルネック対策協議会

お問い合わせ先

相模原市 都市建設局 土木部 道路整備課 整備第3班
TEL 042-754-1111 FAX 042-769-5822

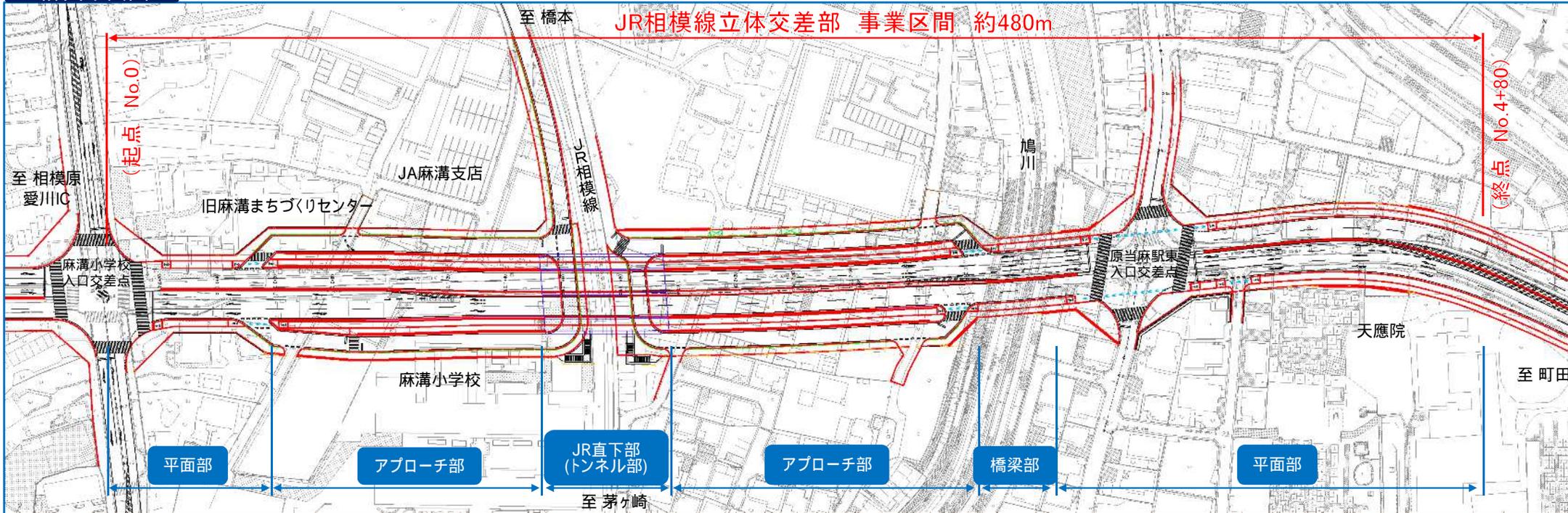
事業の概要や進捗状況などをお知りになりたい方は市ホームページをご覧ください。



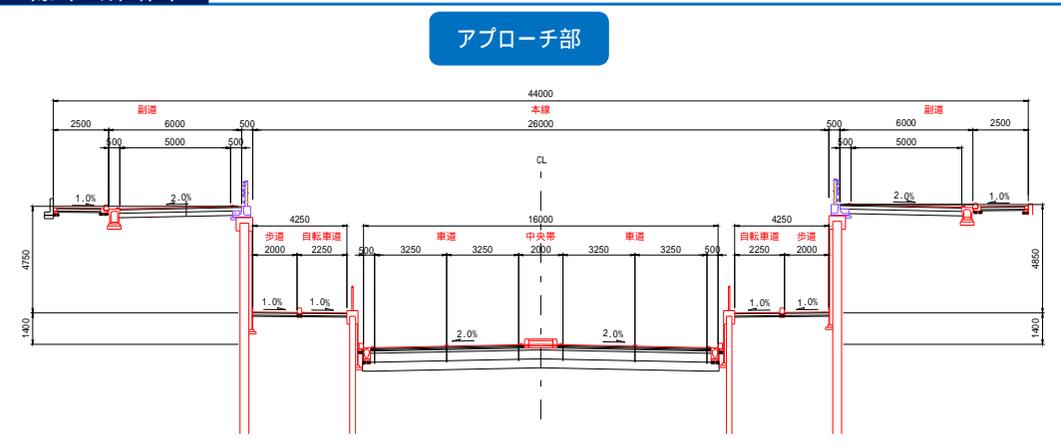
JR相模線立体交差部 全体事業概要

JR相模線原当麻第一踏切付近は、踏切の影響により慢性的な渋滞が発生しており、圏央道相模原愛川ICへの交通アクセスの支障となっています。踏切付近は、麻溝小学校の通学路となっていますが、歩道が狭いため、通学児童などの歩行者に対する安全確保が課題となっています。本事業は、JR相模線と県道52号(相模原町田)を立体交差化することで、慢性的な渋滞の解消、また、歩車道の完全分離により歩行者・通学児童の安全を確保するため、令和2年度から工事に着手し、概ね10年後の完成を目指し、事業を推進しています。(JR相模線立体交差化事業区間 約480m)

計画平面図



標準断面図



全体事業スケジュール(予定)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
切回し道路(迂回路)				切替え完了							
JR相模線直下(トンネル部) 平面部、橋梁部 アプローチ部											
供用開始											→

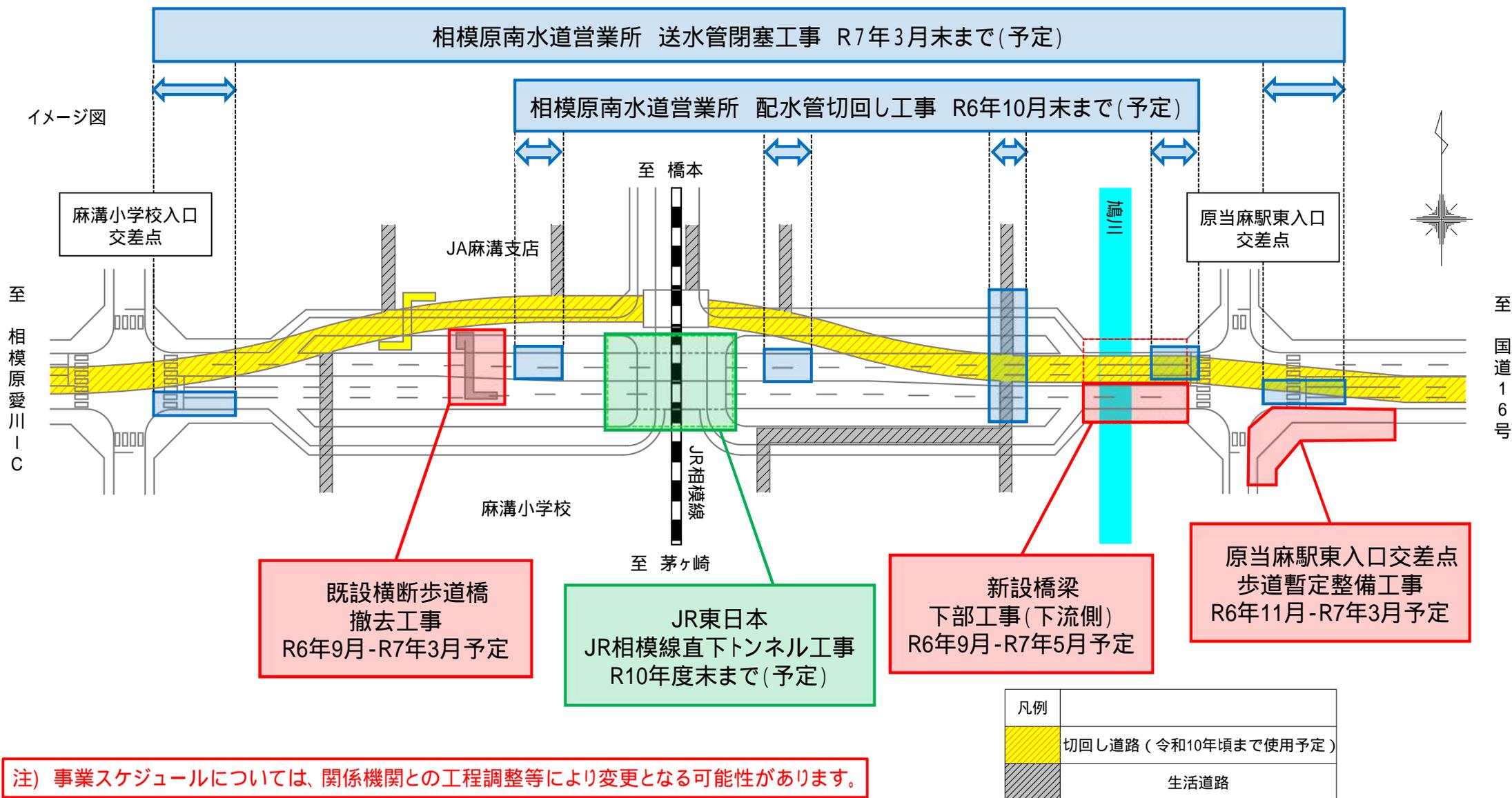
道路改良計画や事業スケジュールは、用地取得状況、関係機関との調整等により変更となる可能性があります。

令和6年度事業概要

既設道路から北側へ約20mの位置に切回し道路を整備し、令和5年度に交通機能の切替えが完了しました。

令和6年度の工事については、**既設横断歩道橋の撤去**、**新設橋梁の下部工事(下流側)**、**原当麻駅東入口交差点の歩道暫定整備工事**を予定しています。

○ 本市発注工事以外の関連工事として、**JR東日本によるJR相模線直下トンネル工事**及び**神奈川県企業庁相模原南水道営業所における水道管工事**を予定しています。



事業概要

- 1.事業目的**
本路線は、圏央道相模原愛川ICと国道16号を結ぶ広域交通を担うとともに、沿道に位置する高次救急医療機関、工業団地及び大学・高校への生活交通を受け持っています。本工区においては現道の幅員が狭小であり、貨物車、路線バス及び一般車両の円滑な通行に支障をきたしていることから、経済性や交通安全の観点において課題となっています。本事業はこれら課題の解決にむけて、早期に車道の4車線化、及び自転車道・歩道等の拡幅整備を行うものです。
- 2.事業箇所**
相模原市南区北里1丁目ほか地内 県道52号(相模原町田)、市道麻溝台47号
- 3.計画内容**
計画延長 県道部 約760m(西側区間:約420m+東側区間:約340m)、市道部 約160m
計画標準幅員 県道部 33.0m 市道部:6.5m

事業実施スケジュール

A工区

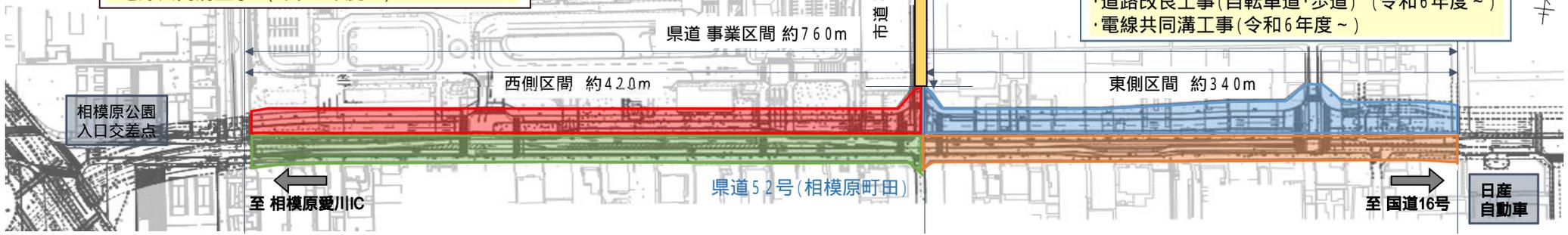
- 着工年度：令和3年度～**
- ・街路樹伐採工事(令和3年度完了)
 - ・道路改良工事(車道)(令和4年度～)
 - ・道路改良工事(自転車道・歩道)(令和5年度～)
 - ・電線共同溝工事(令和5年度～)

市道工区

- 着工予定年度：令和6年度～**
- 道路改良工事(車道・歩道)
 - 車道部幅員を6.5mへ拡幅予定

B工区

- 着工年度：令和4年度～**
- ・街路樹伐採工事(令和4年度完了)
 - ・道路改良工事(車道)(令和4年度～)
 - ・道路改良工事(自転車道・歩道)(令和6年度～)
 - ・電線共同溝工事(令和6年度～)



C工区

- 着工予定年度：令和8年度～**
- ・街路樹伐採工事
 - ・道路改良工事(車道・自転車道・歩道)
 - ・電線共同溝工事

D工区

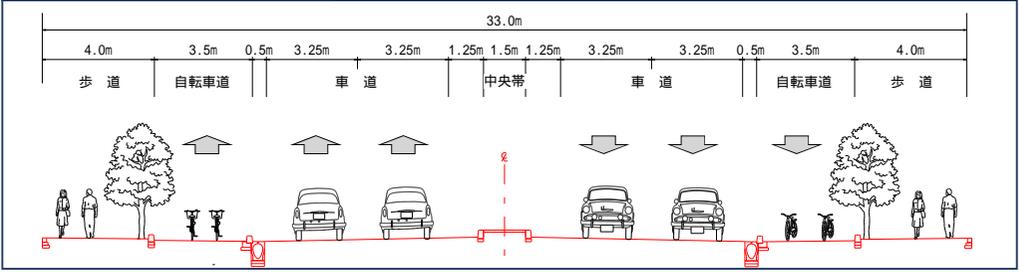
- 着工予定年度：令和8年度～**
- ・街路樹伐採工事
 - ・道路改良工事(車道・自転車道・歩道)
 - ・電線共同溝工事

令和6年度施工予定

C工区及びD工区の工事着手の順番は未定となっています。

- 注1) 各工区の整備期間はそれぞれ着工から概ね3～5年程度を予定しております。年度により複数の工区で同時期の施工を検討しております。
- 注2) 事業範囲、事業スケジュール及び事業計画等につきましては、今後の用地取得及び関係機関協議の進捗状況や工程調整等により、変更となる可能性があります。
- 注3) C工区、D工区施工にあたり、道路の切回し等を予定しております。

標準断面



麻溝地区まちづくり会議会則（案）

（名称）

第1条 本会議は、名称を麻溝地区まちづくり会議（以下、「まちづくり会議」という。）という。

（目的）

第2条 まちづくり会議は、麻溝地区のまちづくりについて地域活動団体が自主的に話し合い、地域課題の解決に向けた活動について会議を構成する団体等が協働して進めることにより、地域力の向上を図ることを目的とする。

（役割）

第3条 まちづくり会議は、以下の役割をもつ。

- （1）地域活動団体間の情報交換、情報共有
- （2）地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- （3）行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- （4）地域内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- （5）構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- （6）区民会議と協働したまちづくりの推進
- （7）その他会議の目的達成に必要と認められる事項

（構成員）

第4条 まちづくり会議委員（以下、「委員」という。）は、別表に掲げる団体等の役職にある者及び団体等から推薦された者で構成する。

（役員）

第5条 まちづくり会議に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 3名

（役員職務）

第6条 会長は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

- 2 会長は、全体会及び役員会の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（役員選出）

第7条 会長は、麻溝地区自治会連合会長とし、副会長は、麻溝公民館長及び麻溝地区社会福祉協議会長、麻溝地区民生委員児童委員協議会長とする。

（役員任期）

第8条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のため就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 まちづくり会議に次の会議を置く。

(1) 全体会

(2) 役員会

(3) 専門部会

2 会議は、過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(全体会)

第10条 全体会は、委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

2 全体会は、次の事項を処理する。

(1) まちづくり会議の会則を設け、又は改廃すること

(2) 専門部会の設置に関する事

(3) 区民会議への委員の推薦に関する事

(4) その他会長が必要と認める事項に関する事

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を処理する。

(1) 全体会の運営に関する事

(2) 全体会から役員会に委任された事項に関する事

(専門部会の設置)

第12条 全体会が必要と認めたときに、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を部会員とすることができる。

(会議の公開)

第13条 まちづくり会議は、原則公開するものとする。

2 会議の内容は文書に記録して公開する。

3 会議の傍聴について、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第14条 まちづくり会議の事務局は、麻溝まちづくりセンターに置く。

(委任)

第15条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会の了承を得て別に定める。

附 則

この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

	団 体 等
1	麻溝地区自治会連合会（会長含む2名）
2	麻溝公民館（館長）
3	麻溝地区社会福祉協議会（会長）
4	麻溝地区民生委員児童委員協議会（会長）
5	麻溝観光協会
6	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部（3名）
7	麻溝地区老人クラブ連合会
8	麻溝地区青少年健全育成協議会
9	麻溝商工振興会
10	麻溝公民館運営協議会
11	相模原市スポーツ推進委員
12	相模原市青少年指導委員
13	相模原市農協麻溝支店運営委員会
14	相模原市消防団南方面隊第1分団
15	麻溝小学校PTA
16	夢の丘小学校PTA
17	相陽中学校PTA
18	当麻地区まちづくり委員会
19	市場地区計画検討委員会
20	学校法人北里研究所
19	
21	学校法人女子美術大学
20	
22	麻溝地域包括支援センター
21	
23	学校法人光明学園相模原高等学校
22	
24	県立相模原支援学校
23	

麻溝地区まちづくり会議 専門部会について

1 「麻溝地区防災計画検討委員会」(平成26年度設置～)

(1) 設置目的

麻溝地区内の防災活動について、麻溝地区防災計画の進行管理、見直しの検討等を行うことを目的とする。

平成27年11月に麻溝地区防災計画を策定後、行政の定める地域防災計画が修正されたことに伴い、地区防災計画も改定する必要性が生じたため、令和4年度中に再開及び見直し内容を検討し改正案を作成した。

(2) 委員数 11名

2 「コミュニティバス導入検討委員会」(平成30年度設置～ 現在休止中)

(1) 設置目的

麻溝地区へのコミュニティバス導入に向けた具体的な課題の整理・検討を行うことを目的とする。

なお、平成30年度からコミュニティバス導入に向けた検討を行ったが、市の設定する要件等により実現が難しいため、令和元年7月をもって部会での検討を休止している。

(2) 委員数 12名

3 「道路交通部会」(令和2年1月30日設置)

(1) 設置目的

麻溝地区の重要課題である県道52号拡幅整備事業などの道路及び交通の問題について、その解決のために必要な情報交換や対策の検討、市との協議など、将来を見据えた取り組みを継続的に行うことにより、麻溝地区の住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(2) 委員数 9名

(3) 令和5年度の開催状況(全2回)

- 第1回：令和5年8月28日(月)出席8名
・地区内の課題箇所について令和4年度まちづくり会議の内容を共有、今後は各課題箇所を地図に落とし込み、対応案の整理等を行っていく。
- 第2回：令和5年11月6日(月)出席5名
・各課題箇所を地図等で整理し、現状把握を行った。今後は、各課題箇所の対応案を精査しながら検討を行う。

4 「最終処分場部会」(令和5年5月19日設置)

(1) 設置目的

麻溝地区の重要課題である一般廃棄物最終処分場に関する課題解決のために必要な対策の検討や情報交換、市との協議など、将来を見据えた取り組みを継続的に行うことを目的とする。

(2) 委員数 16名

(3) 令和5年度の開催状況(全7回)

第1回：令和5年6月29日(木)出席11名

- ・清掃施設課による最終処分場に係る説明を実施。今後の部会の進め方について、検討した。

第2回：令和5年8月2日(水)出席12名

- ・様々な課題及び対応策について検討。最終処分場の認知度が低い状況への対応策として、まずは周知のためチラシ配布及びアンケートを実施することとした。

第3回：令和5年8月31日(木)出席10名

- ・周知用チラシについて内容、配布先及びスケジュールを検討。

【配布先】

麻溝小学校(全校児童)、自治会回覧(地域情報紙)、麻溝公民館内、
タウンニュース記事提供、SC相模原の試合会場、
麻溝地区スポーツフェスティバル、麻溝地区ふるさとまつり

【スケジュール】

10月から配布、

周知の状況により追加の周知チラシやアンケートの実施について検討

第4回：令和5年9月13日(水)出席5名

- ・周知用チラシについて内容の最終検討。

第5回：令和5年10月3日(火)出席5名

- ・周知用チラシについて内容(QRコード展開先、アンケート)の最終確認。
～ チラシ配架先 ～

自治会員(各戸配布)、麻溝小学校(全児童)、夢の丘小学校(全児童)、
相陽中学校(全生徒)、ふるさとまつり(配架)、公民館文化展(配架)、
SC相模原11/12ホームゲーム(配架等)

第6回：令和6年2月19日(月)出席12名

- ・麻溝地区としての今後の取組を検討。(延命化のための各種方策に対する)地域としての要望を書面を出していくこと及び市と地域と一緒に未来のまちづくりを考える場を創出することとした。

第7回：令和6年3月7日(木)出席10名

- ・奈良副市長、佐々木担当部長及び清掃施設課長等との意見交換を実施。
令和4年度実施の委託調査内容(候補地現地踏査等)について説明してもらったこと、及び今後部会は2か月に1回程度で開催し、来年度4月頃に次回部会を実施することとした。

(4) 令和6年度の開催状況(2回 現在まで)

候補地(緑区根小屋)視察：令和6年4月19日(金)出席5名

第1回：令和6年4月23日(火)出席11名

- ・市の関係部署(廃棄物政策課、資源循環推進課、清掃施設課)による説明、意見交換を実施した。

第2回：令和5年8月2日(水)出席12名

- ・今後の部会の進め方について、検討した。

麻溝地区防災計画検討委員会 委員名簿

(令和6年5月24日現在)

	団体名	団体等役職	氏名	備考
1	麻溝地区自治会連合会	会長	中島 勝平	
2	麻溝地区自治会連合会	副会長	伊藤 信裕	
3	麻溝地区自治会連合会	副会長	白井 幸夫	
4	麻溝地区自治会連合会	安全・安心担当理事	栄田 二雄	
5	麻溝地区民生委員児童委員協議会	会長	栗山 雄一	
6	麻溝地区民生委員児童委員協議会	副会長	関山 なおみ	
7	麻溝小学校避難所運営協議会	会長	井上 芳秋	
8	夢の丘小学校避難所運営協議会	会長	座間 悟郎	
9	防災専門員		座間 清志	
10	防災専門員		小泉 英二	
11	相模原市消防団南方面隊第1分団	分団長	川崎 敬一	

麻溝地区まちづくり会議道路交通部会委員名簿

（令和6年5月24日現在）

	団体名	氏 名	役職
1	麻溝地区自治会連合会	中島 勝平	
2	麻溝地区自治会連合会	伊藤 信裕	
3	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	加藤 賢次	
4	麻溝地区老人クラブ連合会	安藤 正義	
5	麻溝地区青少年健全育成協議会	井上 國雄	
6	麻溝小学校PTA	井上 雄輔	
7	夢の丘小学校PTA	五十嵐 康晴	
8	相陽中学校PTA	原田 美佳	
9	当麻地区まちづくり委員会	本多 展克	
10	課題箇所に関する自治会等（若干名）		

麻溝地区まちづくり会議 最終処分場部会 委員名簿

(令和6年5月10日現在)

	団体名	氏名	役職
1	麻溝地区自治会連合会	中島 勝平	部会長
2	麻溝地区自治会連合会	伊藤 信裕	
3	麻溝公民館	田村 光弘	
4	麻溝地区社会福祉協議会	境 勉	
5	麻溝地区民生委員児童委員協議会	栗山 雄一	
6	麻溝観光協会	内田 明	
7	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	加藤 賢次	
8	麻溝地区青少年健全育成協議会	井上 國雄	副部会長
9	麻溝商工振興会	石原 武	
10	麻溝小学校PTA	井上 雄輔	
11	学校法人 女子美術大学	友部 徳寿	
12	あさみぞみんなのコミュニティ	中臺 博	
13	株式会社スポーツクラブ相模原	宮城 國彦	
14	麻溝ジュニアリーダーズクラブ	新倉 健	
15	原当麻下自治会(会長)	山口 誠	
16	麻溝小学校PTA(顧問)	矢萩 直樹	

麻溝地区防災計画検討委員会会則

(名称)

第1条 本委員会は麻溝地区防災計画検討委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、麻溝地区まちづくり会議の専門部会として位置付け、地区内の防災活動について定める麻溝地区防災計画の進行管理、見直しの検討等を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 本委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 本委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置くものとし、構成員の互選により選出する。

2 委員長は、本委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が務めるものとする。

3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(地域住民からの意見聴取)

第6条 麻溝地区防災計画の見直しにあたっては、委員会が主体となって、地区住民から幅広く意見を求めることとする。

(委任)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第8条 事務局は、麻溝まちづくりセンターに置く。

附 則

この会則は、平成26年12月17日から施行する。

附 則(第2条~第4条、第6条、第8条及び別表の改正)

この会則は、令和4年1月28日から施行する。

別表(第3条関係)

	団体等	委員数	備考
1	麻溝地区自治会連合会会長	1人	
2	麻溝地区自治会連合会副会長	2人	
3	麻溝地区自治会連合会安全・安心担当理事	1人	
4	麻溝地区民生委員児童委員協議会会長	1人	
5	麻溝地区民生委員児童委員協議会副会長	1人	
6	麻溝小学校避難所運営協議会会長	1人	
7	夢の丘小学校避難所運営協議会会長	1人	
8	麻溝地区防災専門員	2人	
9	相模原市消防団南方面隊第1分団長	1人	
	計	11人	

麻溝地区まちづくり会議道路交通部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、麻溝地区の重要課題である道路及び交通に関する課題解決のために必要な対策の検討や情報交換、市との協議など、将来を見据えた取り組みを継続的に行うことを目的に設置する麻溝地区まちづくり会議道路交通部会（以下「部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 部会は、別表に掲げる団体の代表者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の互選により選出する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 会議の議長は、部会長が務める。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 部会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 部会の事務局は、麻溝まちづくりセンターに置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 5月19日から施行する。

別表（第2条関係）

		団 体 等	委員数
まちづくり会議委員	1	麻溝地区自治会連合会	2名
	2	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	1名
	3	麻溝地区老人クラブ連合会	1名
	4	麻溝地区青少年健全育成協議会	1名
	5	麻溝小学校PTA	1名
	6	相陽中学校PTA	1名
	7	夢の丘小学校PTA	1名
	8	当麻地区まちづくり委員会	1名
関係団体代表	9	課題箇所に関係する自治会等	若干名

麻溝地区まちづくり会議最終処分場部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、麻溝地区の重要課題である一般廃棄物最終処分場に関する課題解決のために必要な対策の検討や情報交換、市との協議など、将来を見据えた取り組みを継続的に行うことを目的に設置する麻溝地区まちづくり会議最終処分場部会（以下「部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 部会は、別表に掲げる団体の代表者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の互選により選出する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長が務める。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 部会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 部会の事務局は、麻溝まちづくりセンターに置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 5月19日から施行する。

別表（第2条関係）

		団 体 等	委員数
まちづくり会議委員	1	麻溝地区自治会連合会	2名
	2	麻溝公民館	1名
	3	麻溝地区社会福祉協議会	1名
	4	麻溝地区民生委員児童委員協議会	1名
	5	麻溝観光協会	1名
	6	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	1名
	7	麻溝地区青少年健全育成協議会	1名
	8	麻溝商工振興会	1名
	9	麻溝小学校PTA	1名
	10	学校法人 女子美術大学	1名
関係団体代表	11	最終処分場の課題に関連する地域活動団体	若干名

令和6年度 地域活性化事業交付金 募集要領

1 地域活性化事業交付金の概要

(1) 趣旨

地域活性化事業交付金とは、幅広い層の市民の参加及び協働による地域の活性化を目指し、市民が自主的な課題解決に取り組む事業に対して交付される交付金です。

地域の活性化：当交付金では、地域で展開される公共的な活動へ参加する団体や個人が増加し、各々のコミュニケーションが良好に取れている状態を指します。

(2) 対象事業

本交付金は、市内22地区を単位に実施される各地区の活性化に資すると認められる次の事業に対して、交付します。

- 1 地域の防災・防犯に関する事業
- 2 地域の保健・健康づくりの増進に関する事業
- 3 地域福祉の増進に関する事業
- 4 産業や観光の振興に関する事業
- 5 環境の保護・保全に関する事業
- 6 青少年の健全育成に関する事業
- 7 地域の文化・伝統の振興に関する事業
- 8 生涯学習に関する事業
- 9 地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業
- 10 区が推進する重点事業
- 11 その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業

特に各地区において課題となっている事項の解決に資すると認められる次のような視点を持つ事業については、優先的な交付対象事業として取り扱います。

- ・ 自治会への加入促進
- ・ 地域における公共的な活動の担い手育成
- ・ 公共的な活動への参加者増加
- ・ 地域の公共的な活動団体間の連携強化
- ・ まちづくり会議が提示した地域課題の解決

交付対象とならない事業については、次のとおりです。

- ・ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
 - ・ 交付申請を行う年度において、相模原市が実施する他の補助制度等の対象となる事業
 - ・ 政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業
 - ・ 調査、研究を主たる目的とする事業
- ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く
- ・ 第三者への事業促進を求める事業
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないとする事業
(物品調達のみが事業の目的として判断できるものなど)

(3) 申請者の要件

交付金の申請者は、原則として交付金の趣旨に合致する事業を行う5人以上の構成員で組織される団体とします。ただし、次に掲げるものは、交付金の交付を受けることができません。

- ・相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- ・法人のうち、代表者又は役員のうち条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者があるもの
- ・法人格を持たない団体のうち、代表者が暴力団員に該当するもの

(4) 事業の実施期間

当該年度の事業実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月末とします。また、同一の事業に継続して交付する場合には、3年を限度とします。

(5) 交付対象経費

交付金は、次の経費を交付対象とし、その交付率は10分の10以内とします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等2 事業を行う上で必要な食糧費(交付対象者の構成員に対するものを除く。)、備品購入費、施設使用料、備品借上料等3 事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等4 事業を行う上で必要な委託費等5 イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等6 講演会等の講師に対する報償費7 研修会の旅費等、研修に要する経費(交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。)8 その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの |
|--|

物品等で1物品1万円を超える財産にかかる経費の交付率は、対象経費の3分の2以内となります。(台帳の作成が必要。)

(6) 交付金額

申請される事業について審査を行い、予算の範囲内で交付対象事業及び交付額を決定します。

2 申請

(1) 事前相談

申請にあたっては、事前に事業を実施する地区のまちづくりセンターにご相談ください。

特に4月・5月に実施を予定する事業については、交付手続き上、早めのご相談をお願いします。

具体的な相談先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

(2) 申請期間

令和6年4月1日から各地区で定める期間

(3) 提出書類

地域活性化事業交付金交付申請書(様式第1号) 地域活性化事業計画書
収支予算書 団体概要調書 補助金等概要調書 団体構成員名簿

(4) 交付申請書の提出方法及び提出先

直接又は郵送で事業を実施する地区のまちづくりセンターへご提出ください。
具体的な提出先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

3 審査

(1) 審査方法

提出先のまちづくりセンターが審査基準に基づき審査します。
申請事業の審査にあたっては、各地区のまちづくり会議のご意見を伺います。

(2) 審査基準

	項目	内容
1	事業目的や内容の公共性	・地域課題の解決や地域の活性化に資する事業か
2	事業内容の妥当性	・事業内容が現実性のあるものか ・事業計画のスキームが適切か ・事業収支が事業を遂行する上で適正か
3	団体の事業実施能力	・事業を実施する能力や主体性があるか
同一の事業で2年目・3年目となるものは上記のほか次の項目も加え、審査します。		
4	事業の継続性や発展性	・事業の継続性や発展性があるか ・これまでの取組みの成果が生かされているか
5	他の団体への影響	・他の団体へ活動を促すなど、良い波及効果を与えるような事業か

4 実績報告

事業終了後に、次の書類等を提出していただきます。
地域活性化事業交付金実績報告書(第6号様式) 収支決算書
補助事業等実績調書 対象経費に係る領収書等の写し
写真その他事業の実施について確認できる書類

5 報告会による報告

地域活性化事業交付金を活用して行った事業については、市民の方への事例紹介や他地区への情報提供を行うための報告会において、当該事業の報告をいただく場合があります。

6 評価の実施

事業終了後に、次年度の交付決定の参考とするため評価を行います。

所管地区と問合せ先一覧

区名	所管地区	所属名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
緑区	橋本地区	緑区役所橋本まちづくりセンター	〒252-5177	相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 5 階	042-703-0354	042-700-7002
	大沢地区	緑区役所大沢まちづくりセンター	〒252-0135	相模原市緑区大島 1776-5	042-761-2610	042-761-2617
	城山地区	緑区役所城山まちづくりセンター	〒252-5192	相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第 1 別館 1 階	042-783-8117	042-782-1290
	津久井地区	緑区役所津久井まちづくりセンター	〒252-5172	相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 3 階	042-780-1403	042-784-7474
	相模湖地区	緑区役所相模湖まちづくりセンター	〒252-5162	相模原市緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2 階	042-684-3213	042-684-3618
	藤野地区	緑区役所藤野まちづくりセンター	〒252-5152	相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所 1 階	042-687-2119	042-687-4347
中央区	小山、清新、横山、中央、 星が丘、光が丘地区	中央区役所中央 6 地区まちづくりセンター	〒252-5277	相模原市中央区中央 2-11-15 本館 1 階	042-707-7049	042-757-2941
	大野北地区	中央区役所大野北まちづくりセンター	〒252-0233	相模原市中央区鹿沼台 1-10-20	042-861-4512	042-755-6521
	田名地区	中央区役所田名まちづくりセンター	〒252-0244	相模原市中央区田名 4834	042-761-6570	042-762-8767
	上溝地区	中央区役所上溝まちづくりセンター	〒252-0243	相模原市中央区上溝 7-7-17	042-762-5626	042-761-1249
南区	大野中地区	南区役所大野中まちづくりセンター	〒252-0344	相模原市南区古淵 3-21-1	042-741-6695	042-746-1835
	大野南地区	南区役所大野南まちづくりセンター	〒252-0377	相模原市南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 4 階	042-749-2217	042-749-2116
	麻溝地区	南区役所麻溝まちづくりセンター	〒252-0335	相模原市南区下溝 594-6	042-778-2381	042-778-2249
	新磯地区	南区役所新磯まちづくりセンター	〒252-0327	相模原市南区磯部 916-3	046-251-5242	046-254-0924
	相模台地区	南区役所相模台まちづくりセンター	〒252-0321	相模原市南区相模台 1-13-5	042-744-3148	042-744-3194
	相武台地区	南区役所相武台まちづくりセンター	〒252-0325	相模原市南区新磯野 4-1-3	046-254-3755	046-251-5362
	東林地区	南区役所東林まちづくりセンター	〒252-0312	相模原市南区相南 1-10-10	042-744-5187	042-744-5194

制度の所管:市民局市民協働推進課(電話 042-769-8226)

令和5年度 麻溝地区地域活性化事業交付金決定事業の概要と評価

申請事業名	秋の防災フェス ～つなげよう子ども達へ、広げよう地域の輪～ 【 1 】
申請団体	地域防災力向上・自治会員増員実行委員会
事業目的等	<p>事業目的 地域防災を切り口に地域住民の交流の場を創出し、地域ぐるみで防災意識を高めることを目的とするが、事業内容が防災関連のみでは子ども達(子育て世代)の来場はあまり期待できないため、会場に足を運びたいくなるような催物を組み込むことにより、まずは来場してもらい、併せて防災意識を高めてもらう。 また、自治会未加入世帯に対しては自治会活動の必要性を周知し、加入促進を図るもの。</p>
交付決定日	令和5年9月4日
交付確定金額	95,000 円 (全体事業費 130,394 円)
団体実績報告	<p>事業実績 令和5年10月8日(日)10時30～12時30分 【参加者】 自治会員 170人(大人 120人、子ども 50人) 自治会員以外 6人(大人6人) 消防団 6人 新磯分署 2人 合計 184人</p> <p>自己評価 子ども向けの催物を組み込んだことにより、子ども達の参加が多く、子育て世代を上手く呼び込むことができた。炊き出し訓練として実施した焼きそばについても、公会堂内でのパック詰めから配布までの流れの確認もでき、災害時にスムーズに対応ができると感じた。 地域住民の交流を図りつつ、防災意識の向上を目的とした今回の防災フェスは十分な効果があったと考える。</p>
市 評 価	<p>事業目的である地域防災を切り口に地域住民の交流の場を創出し、地域ぐるみで防災意識を高めることを見事に成し遂げたため。また、自治会員以外の参加も確認でき十分な実績及び成果があったといえる。</p>
備 考	

令和5年度 麻溝地区地域活性化事業交付金決定事業の概要と評価

申請事業名	麻溝の地域遺産普及啓発事業 [2]
申請団体	麻溝の地域遺産を未来につなぐ会
事業目的等	<p>事業目的</p> <p>麻溝地区の人たちが大切にしてきた貴重な地域遺産をきちんと保存していくとともに、多くの人にその魅力を知ってもらうことが、地域に対する愛着につながり、地域の振興やコミュニティの維持・発展にも資すると考えている。</p> <p>中でも、地域遺産の啓発用案内板は、普段麻溝で生活している人や麻溝を訪れた人にその魅力を知ってもらうことが期待でき、普段は地域遺産に興味・関心がない人にも情報発信することで気付きを与えることができる。そして、麻溝に素敵な地域遺産があることを知った人が「麻溝の地域遺産を未来につなぐ会」に賛同し、会員になることで更なる発展が期待できる。</p> <p>また、今年度から「地域遺産探訪ハイキング」を麻溝公民館の企画持込事業とすることで、昨年度以上に連携が取れる体制を整え、参加者増加及び会員確保につなげる。</p>
交付決定日	令和5年9月27日
交付確定金額	349,000 円 （全体事業費 350,049 円）
団体実績報告	<p>事業実績</p> <p>十二天神社境内に設置されている「関東大震災崖崩れ復興記念碑」(国土地理院の自然災害伝承碑)及び山の神社境内に設置されている「雹塚」(雹除け祈願の六角柱の地神塔)の案内看板を設置した。</p> <p>また、地域探訪ハイキング「当麻山の門前町下当麻を訪ねて」を麻溝観光協会等と共催で開催し、28名の参加を得て、大変好評だった。</p> <p>さらに、麻溝公民館文化展での展示発表、損耗が懸念される古い石碑の記録を拓本として後世に残したり、これまで調査してきた地域遺産の記録をまとめた資料を一般の閲覧に供する取組なども進めた。</p> <p>自己評価</p> <p>関東大震災発生から100年の節目に当たり、旧市内唯一の自然災害伝承碑である「関東大震災崖崩れ復興記念碑」の案内看板を設置し、過去の災害の教訓を次世代に継承していく環境が整った意義は大きい。また、「雹塚」は全国的にも大変珍しい六角柱の雹除け祈願の地神塔であり、多くの方にその魅力にふれてほしい。新たに古い石碑の記録を拓本として残す取組も始め、会の活動の幅を広げることができた。</p> <p>今後は、会の活動への賛同者を増やししながら他団体等との連携を一層進め、地域の魅力づくりに貢献できるように取り組んでいきたい。</p>
市評価	<p>これまで地域内でもあまり知られていなかった「関東大震災崖崩れ復興記念碑」及び「雹塚」の案内看板の設置、探訪ハイキングの実施や公民館文化展への参加などにより、貴重な地域遺産を地域の方々に周知し、地元への誇りや関心を深めるための足掛かりとなる取組が展開されている。</p> <p>また、古い石碑の記録を拓本として後世に残す活動も開始され、今後の更なる事業の継続・発展を期待したい。</p>
備考	

令和5年度 麻溝地区地域活性化事業交付金決定事業の概要と評価

申請事業名	おもしろ防災まつり ～ドキドキわくわく楽しみながら防災を知ろう～ 【 3 】
申請団体	麻溝防災まつり実行委員会
事業目的等	<p>事業目的</p> <p>コロナ禍を経て、単位自治会における防災訓練の開催を見通すことが困難である中、自治会加入未加入の区別なく、楽しみながら防災意識を高め、参加者に向けて防災知識や備蓄など「自助」の取り組みの実施につながる体験等を提供するとともに地域防災活動の担い手育成を推進することを目的とする。なお、事業内容が防災関連のみでは子ども達(子育て世代)の来場はあまり期待できないため、会場に足を運びたくなくなるような「炊き出し企画」や「こども企画」、「体験企画」を組み込むことにより、まずは来場してもらい、併せて防災意識を高めてもらう。また、自治会未加入世帯に対しては自治会活動の必要性を周知し、加入促進を図るもの。</p>
交付決定日	令和6年1月12日
交付確定金額	433,000 円 (全体事業費 433,439 円)
団体実績報告	<p>事業実績</p> <p>【日時】令和6年2月4日(日)10時30～14時30分 【会場】麻溝公民館(第一駐車場及び第二駐車場含む) 【参加者】約1,000人 【内容】スタンプラリー企画における防災体験(起震車、電気自動車の活用、マイタイムライン作成、防災アプリ、段ボールベッド展示、防災講演会、防災用品展示、災害救助犬デモンストレーション、避難所運営 VR 体験、119番通報ゲーム、AED 講習)、炊き出し食の体験(防災カレー、豚汁うどん、焼き芋)、段ボールこたつ体験(段ボールこたつカフェ:珈琲、クレープ)、こども企画(水消火器で射的、ミニ消防服で記念撮影、麻溝ジュニアリーダーズクラブによるこども遊び、SC相模原によるサッカーゴルフ)、アンケートコーナー(麻溝地区自治会連合会による自治会加入促進)</p> <p>自己評価</p> <p>メインターゲットを「子ども」としたことにより、子ども達(親子連れ)の参加が多く、子育て世代を上手く呼び込むことができた。 想定以上の参加者数となり、次年度以降に改善すべき点もあるが、参加者及び運営スタッフともに楽しみながら実施できたことで地域の絆がより一層深まったと考える。 また、参加者アンケート結果から今回のおもしろ防災まつりの実施により、地域住民の防災意識の向上及び地域の活性化において十分な効果があったと考える。</p>
市 評 価	事業目的である自治会加入未加入の区別なく、楽しみながら防災意識を高め、参加者に向けて自助の取組実施につながる体験等を提供するとともに地域防災活動の担い手育成を推進することを見事に成し遂げた。また、多くの参加者が確認でき、十分な実績及び成果があったといえる。
備 考	

令和6年度 麻溝地区まちづくり会議等 開催日程

会議名	日時	会場
次期一般廃棄物 最終処分場候補地 (緑区根小屋)視察	4月19日(金) 午前10時00分～	緑区根小屋
最終処分場部会	4月23日(火) 午後7時00分～	麻溝公民館 コミュニティ室
最終処分場部会	5月10日(金) 午後7時00分～	麻溝公民館 コミュニティ室
第1回全体会	5月24日(金) 午後7時30分～	麻溝公民館 大会議室
最終処分場部会	6月 日() 午後7時00分～	麻溝公民館 コミュニティ室
第2回全体会	月 日() 午後7時30分～	麻溝公民館 大会議室
麻溝地区 防災計画検討委員会	未定	麻溝公民館 コミュニティ室
道路交通部会	未定	麻溝公民館 コミュニティ室
まちづくりを考える 懇談会	未定	麻溝公民館 大会議室

第2回目以降の全体会は、別途日程調整し、開催
全体会とは別日に、役員会を適宜開催